

補足資料

平成 24 年 6 月 26 日
交通事故調書の開示を求める会

捜査情報の早期開示に関する件

(主張)

今回のヒアリングは被害者参加人に関する刑事訴訟法関連の制度見直しについてだが、交通事件に対しては、各被害者団体がこれまでも制度の見直しを強く要望してきている。起訴・不起訴決定前の段階の刑事訴訟法関連の制度見直しであり、この点について検討していただきたい。

(刑事訴訟法)

『第四十七条　訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。』

☆刑事記録の情報開示は不起訴記録についても但し書き部分の弾力運用がされているが、刑事記録確定前の捜査情報の開示は行われない。

☆確定した刑事記録（実況見分調書等）は記録の不備や誤りがあっても修正は極めて困難となる。

☆民事裁判に於いても刑事記録が前提に進められる。

(第 2 次判事被害者等基本計画)

(A) 「I 1 策定方針（「犯罪被害者等」の定義）」（3 頁）

『』内は「第 2 次判事被害者等基本計画」の引用であり、☆は意見を表す。（以下同じ）

『第 2 次基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体的の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきものである。』

☆「犯罪被害者等」の定義は正しいが、実行課題となると抽象的で具体性がない。

(B) 「第3 刑事手続きへの関与拡充への取り組み」 (27頁)

☆27頁の「犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの意見」は、①～④のみか？

☆捜査情報の早期開示は多くの遺族組織で議論されている。

(15) 捜査に関する適切な情報提供等 (30頁)

『ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】

イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】』

☆交通事故はひき逃げ等を除く、一般交通事犯は「場所」「当事者」「物証」等は特定されており、情報開示により、「捜査に支障を与える」ことはない。

☆警察段階での捜査情報は速やか開示すべきである。警察の捜査とは「証拠の保全」に尽きるのであり、手順に従い行われるものであり、捜査官の裁量に委ねられるものではない。

(16) 交通事故捜査の体制強化等 (31頁)

『警察において、交通事故の被害者等の心情に配意しつつ、ち密で科学的な捜査を一層推進するため、重大・悪質な交通事故等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が警察本部から事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど交通事故事件捜査体制を強化するほか、交通事故捜査員に対する各種研修の充実を図る。【警察庁】』

☆実際の捜査は担当した警察官に委ねられており、「不要」と判断されれば科学捜査が行われることはない。その結果、後から、実況見分調書が疑われる物証が出ても、「見分されていないから分からない」となる。

☆飲酒運転、ひき逃げ等の交通犯罪に対しては「ち密で科学的な捜査」が行われるが、一般交通事故の場合はその杜撰さは目を被うばかり。

☆一般人が検察庁、裁判所に証拠を提出しても「公的機関」の記録よりも証拠価値は低く扱われ、実況見分調書の修正は実質的に不可能となる。

☆検察庁、裁判所が依頼する鑑定人も「公的機関の記録」を前提に「鑑定」が行われため、「結果ありき」の恣意的内容が目立つ。

☆殺人事件ですら誤認捜査が後を絶たない現状がある。まして、一般「交通事故」は事件扱いすらされず、表に出ない捜査ミスは相当数に登ると考えられる。

☆医療の世界では「セカンドオピニオン制度」「カルテの公開」などヒューマンエラーへの対応がなされている。

☆しかし、刑事訴訟法上の捜査となると「誤りが起きない」前提にあり修正するシステムがない。

☆高度な教育と訓練を受けた医師ですら誤りを犯すが、科学捜査の訓練を受けていない現場警察官に「誤りが無い」と断定できるのか。

(17) 交通事件に関する講義の充実

『法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】（再掲：第2，3.(1)オ）』

☆「副検事」に特定する理由は？

(18) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

『ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示を周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】

イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。
【法務省】』

☆確定した「不起訴記録」よりも捜査情報の早期開示を求める。

(19) 檢察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

『法務省において、平成16年の検察審査会法（昭和23年法律第147号）改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をする。【法務省】』

☆検察審査会議決による「強制起訴」に対し見直しの論議がある。言うならば「素人は口を出さない」の主張だが、不起訴事案に苦しむ遺族（犯罪被害者等）にとって検察審査会は「最後の砦」であり、これらの主張は許しがたい。

☆検察審査会法は補強される事はあっても後退させるべきではない。

以上